



日常生活自立支援事業と成年後見制度には どのような違いがあるのですか？

A 日常生活自立支援事業は、ご本人との契約により、日常生活の範囲内でお手伝いする事業です。次のような場合は、成年後見制度の利用をおすすめします。

《例》成年後見制度の利用を検討する場面

- 認知症の症状や障害の状態が重く、ご本人と契約できる状況にない
- 繰り返し消費者被害に遭うなど、本人に必要な契約を取り消したい
- ご本人の生活のため、不動産を売却する必要がある
- 福祉施設や病院への入所・入院の契約手続きをしなくてはならない
- 遺産分割協議を進めなくてはならない など



成年後見制度とは？

- 認知症・知的障がい・精神障がい・発達障がいなどの理由で、ものごとを判断する能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、ご本人の権利や財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。
- 成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

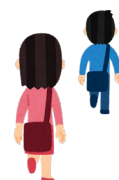
任意後見

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」について、あらかじめ契約により決めておく制度です。

法定後見

- すでに判断能力が十分でない方を保護、支援する制度です。
- 利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。
- ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの制度が用意されており、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)がご本人の利益を考えながら、本人を保護・支援します。
- 申立てができる方は、本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長等です。
- 申立てをする場合、ご本人の判断能力・生活状況・経済状況、申し立ての目的や必要な後見等事務の内容を整理したうえで、必要書類・費用を準備します。

家庭裁判所



× 成年後見人等ができないこと

- ・ 介護や家事、日用品の買い物をすること。
- ・ 病気の治療、手術など医療行為に同意すること。
- ・ 入院、入所の際の身元保証人や引受人になること。
- ・ 遺言や養子、認知、結婚、離婚などの意思表示を行うこと。等

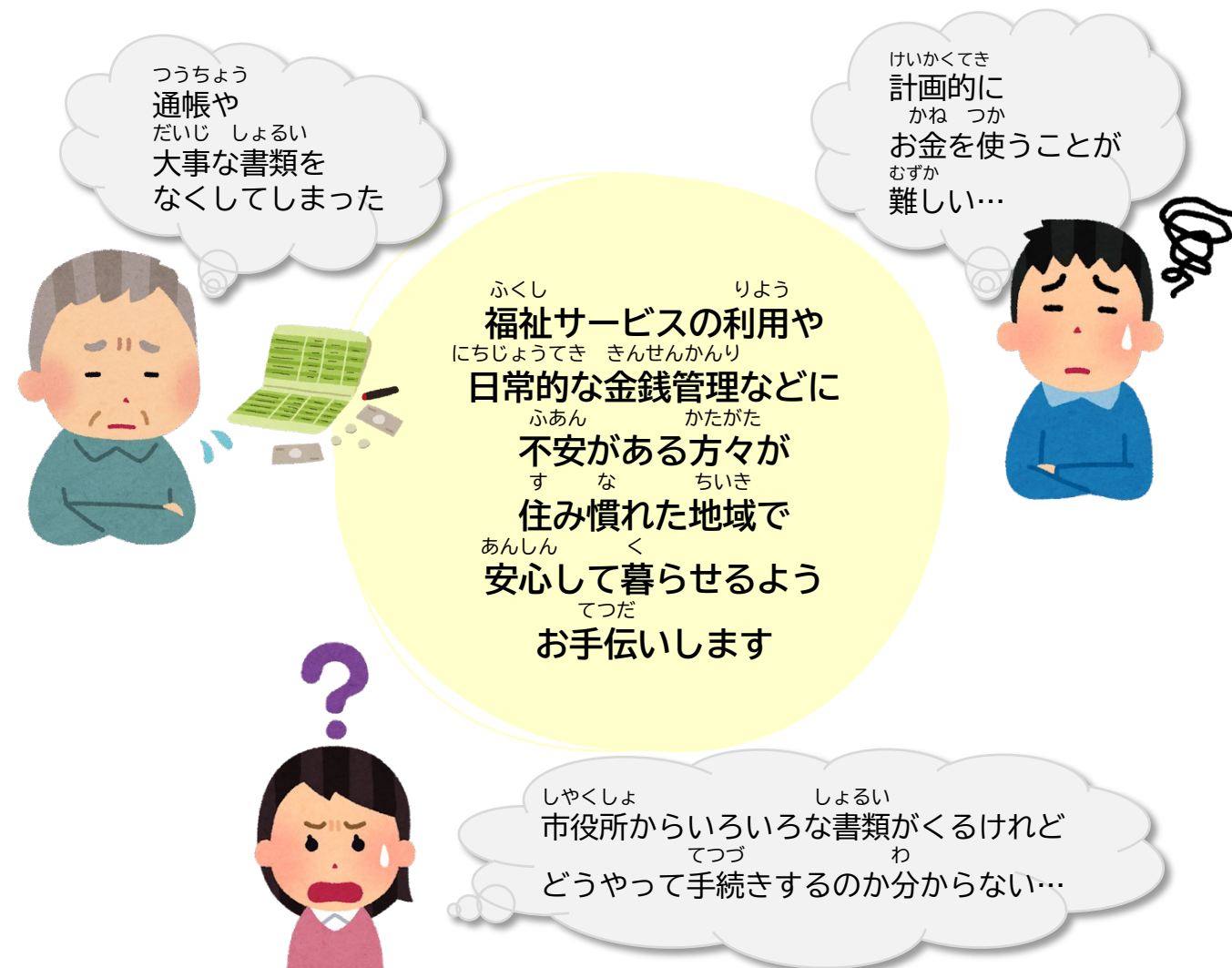
※ 成年後見制度についての詳細は、厚生労働省ホームページ「成年後見はやわかり」でもご覧いただけます。[\(https://guardianship.mhlw.go.jp/\)](https://guardianship.mhlw.go.jp/)

※ 座間市社会福祉協議会(座間あんしんセンター)では、成年後見制度を利用するためのご相談にも応じています。お気軽にお問い合わせください。



厚生労働省ホームページ
「成年後見はやわかり」

日常生活自立支援事業 （座間あんしんセンター）



座間市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ざまっぴい

しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 座間市社会福祉協議会

〒252-0011座間市相武台1-47-1スカイアリーナ座間内
電話 046-266-2025 ファクス 046-266-2009
メール annsinn@zamashakyo.jp

受付時間／平日9時～17時（年末年始を除く）
※第3・4月曜日（祝日の場合はその翌日も）休日です。ただし同じ週の土曜日は開所します。



どのような人が利用できますか？

A 座間市内で生活し、高齢や障がい(知的・精神・身体障がい)などにより、自分ひとりでは判断することが不安な方、お金の管理に困っている方などが利用できます。

- ※ ご本人に利用する意思があり、この事業でお手伝いする内容について理解できる方が対象となります。
- ※ ご本人の判断能力は、「契約締結判定ガイドライン」で確認します。介護保険の申請を行っていない方、障害程度区分の認定を受けていない方、認知症の診断を受けていない方、障害者手帳を持たない方も利用できます。
- ※ 福祉施設や病院に入所・入院されている方も利用できます。



どのようなサービスがありますか？

A 次のようなお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助 日常的な金銭管理サービス

- 福祉サービスについての情報提供、契約・解約のお手伝い
- 住民票の届け出など、行政手続き
- 日常生活に必要な預貯金の払い戻し・預け入れ
- 家賃や公共料金などの支払い・手続き
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き など

- ✗** お手伝いできないこと：
- ・ 買い物、洗濯、介護、看護、通院の付き添い
 - ・ 保証人、緊急連絡先となること
 - ・ 本人に代わり施設の入所契約や病院の入院手続きをすること
 - ・ 非日常的な支払い、資産運用、確定申告、借金の返済等に関すること 等

計画的に
お金を使うことが
難しい...



書類等預かりサービス

- 金融機関の貸金庫で、大切な書類等をお預かりします。
〈例〉預金通帳(定期・定額)、有価証券、証書(保険証書、不動産権利証書、年金証書等)
- ✗** 預かれないもの： 宝石、貴金属、書画、骨董品、現金等

※ 「書類等預かりサービス」のみでの契約は受けつけていません。

通帳や
大事な書類を
なくしてしまった



この事業に不満がある場合はどうしたらいいですか？

A ご希望やご不満があるときは、専門員や生活支援員にご相談ください。
また、直接、第三者機関に申し出ることもできます。

● 苦情相談の窓口

かながわ福祉サービス運営適正化委員会 事務局
電話 045-311-8861 FAX045-312-6302
メール tekisei@knsyok.jp



利用するにはどうしたらいいですか？

A まずは、座間あんしんセンターにご相談ください。

相談受付

- 座間市社会福祉協議会(座間あんしんセンター)にご相談ください。
- ご本人に限らず、家族や近隣の方、支援関係者のご相談もお受けします。
- 相談は無料です。プライバシーに配慮し、相談内容の秘密は守ります。

訪問調査

- 専門員がご自宅・施設・病院等を訪問します。
- ご本人の状況や利用意思、契約能力についての確認をします。

支援計画の作成

- ご本人のご希望や生活の様子、お困りごとを確かめながら、契約内容や支援の内容についてご提案します。
- ご本人と話し合い、支援計画を作成します。



審査

- 契約の可否について検討・審査します。
- ご本人の契約能力の確認が難しい場合など、必要に応じて、神奈川県社会福祉協議会に設置されている契約締結審査会で審査します。

契約

- お手伝いする内容や約束ごとを書いた「契約書」と「支援計画」をご本人に確認いただきます。
- 契約内容などをご理解・ご納得をいただけたら、ご本人と契約を結びます。

支援開始

- サービスを開始します。
- 担当の生活支援員がご自宅等を訪問し、支援計画に基づいて支援を行います。
- **ここから、利用料金が発生します。**

- 支援開始後、専門員が定期的に訪問して、支援計画の適切さを確認します。
・ 必要に応じて支援計画を見直します。
・ お困りのことや相談があるときは、専門員や生活支援員にお話しください。
- ご本人が解約を希望されたり、契約を続けることができなくなった場合、解約となります。
・ 成年後見制度の利用など、必要な支援を利用できるようにお手伝いします。



利用料はいくらかかりますか？

A 契約を結ぶまでの相談、支援計画の作成費などは無料です。
契約後の支援開始から、利用料金がかかります。



支援内容	ご本人の所得		利用料金
●福祉サービスの利用援助 ●日常的な金銭管理 （訪問1回あたり）	●生活保護受給者	支援計画内	なし
		支援計画外	1,250円
	●住民税非課税者		1,250円
	●住民税課税者（所得280万円未満）		1,560円
	●住民税課税者（所得280万円以上）		1,875円
	●住民税課税者（所得340万円以上）		2,500円
●書類等預かりサービス	一 律		月額500円